

『税理士が知っておきたい 兄弟姉妹の相続』

正誤のお知らせ

表題図書の記述内容について、下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

〈98 ページ 下から7行目〉

誤	正
<p>兄弟姉妹相続の場合に、相続人である兄弟姉妹が全員相続を放棄した場合、被相続人の甥姪が相続人となることとなります。この場合、新たに相続人となった人は、兄弟姉妹が全員相続を放棄したことを知った日から3か月以内に家庭裁判所に相続放棄申述書を提出すれば、相続放棄することができることとなります。</p>	<p><u>相続放棄した人は最初から相続人でなかったことになることから、相続人である兄弟姉妹が全員相続を放棄したならば、甥姪に代襲相続することはなく、また次順位の相続人もいないため、相続人不存在となります。</u></p>